

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。お子様が下記※1の感染症にかかられた場合、出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡ください。医師の指示等により、他の人へ感染させるおそれなくなり再登校する際は、下記※2の書類を学校へ提出してください。

### ※1【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

	疾患名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、急性出血性結膜炎、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等)	本校での流行の状況等により出席停止になる可能性がある疾病です。医療機関で意見書に記入してもらう前に学校までお知らせください。
----------------------------	--

### ※2【学校において予防すべき感染症罹患時に学校へ提出していただく書類】

- ①インフルエンザに関する報告書…インフルエンザに罹患した場合、保護者の方がご記入ください。
- ②新型コロナウイルス感染症に関する報告書…新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、保護者の方がご記入ください。
- ③学校感染症罹患に関する意見書…①・②以外の学校において予防すべき感染症に罹患した場合、受診した医療機関で記入をお願いしてください。

登校可能日から、1週間以内に書類を担任に提出してください。